

四半期報告書

(第7期第2四半期)

自 平成23年6月1日
至 平成23年8月31日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

第7期第2四半期（自平成23年6月1日 至平成23年8月31日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成23年10月13日に提出したデータに目次及び頁を付して作成したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

目 次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	23
(4) ライツプランの内容	23
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	23
(6) 大株主の状況	23
(7) 議決権の状況	24
2 株価の推移	24
3 役員の状況	25
第5 経理の状況	26
1 四半期連結財務諸表	27
(1) 四半期連結貸借対照表	27
(2) 四半期連結損益計算書	29
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	31
2 その他	44
第二部 提出会社の保証会社等の情報	45
 [四半期レビュー報告書]	 47

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月13日
【四半期会計期間】	第7期第2四半期（自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日）
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第2四半期 連結累計期間	第7期 第2四半期 連結累計期間	第6期 第2四半期 連結会計期間	第7期 第2四半期 連結会計期間	第6期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 6月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
営業収益 (百万円)	2,559,173	2,357,241	1,313,353	1,234,891	5,119,739
経常利益 (百万円)	119,410	150,878	66,749	82,664	242,907
四半期(当期)純利益(百万円)	62,428	52,790	38,134	39,684	111,961
純資産額 (百万円)	—	—	1,773,221	1,816,124	1,776,512
総資産額 (百万円)	—	—	3,676,999	3,961,987	3,732,111
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,922.48	1,954.91	1,927.09
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	70.09	59.75	43.16	44.92	126.21
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	70.06	59.72	43.15	44.89	126.15
自己資本比率 (%)	—	—	46.2	43.6	45.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	259,480	360,828	—	—	310,527
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△90,982	△263,915	—	—	△312,081
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△15,621	26,671	—	—	△56,258
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	—	—	868,754	780,644	656,747
従業員数 (名)	—	—	52,348	52,670	50,765

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数（名）	52,670 [87,355]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数（名）	388 [21]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

- (1) 生産及び受注の状況
該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当第2四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（百万円）	前年同期比（％）
コンビニエンスストア事業	260,307	81.4
スーパーストア事業	357,042	99.8
百貨店事業	162,626	101.1
フードサービス事業	6,788	98.8
金融関連事業	1,661	104.7
その他の事業	3,172	111.0
計	791,599	93.1

- (注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当第2四半期連結会計期間における売上実績（営業収益のうちの売上高）をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高（百万円）	前年同期比（％）
コンビニエンスストア事業	296,231	69.1
スーパーストア事業	489,083	101.0
百貨店事業	218,940	100.3
フードサービス事業	20,424	98.3
金融関連事業	1,785	104.8
その他の事業	4,445	104.9
計	1,030,910	89.0

- (注) 1 米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、従来、フランチャイジーによる売上高を同社の財務諸表に含めて認識しておりましたが、コンビニエンスストア事業における会計処理の整合性を考慮し、第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。
2 当社の連結子会社であります株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. のチェーン全店売上高は、それぞれ874,242百万円、439,812百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、これらのうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高（チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額）を加えた場合、上表合計金額は、2,055,867百万円になります。
3 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。
4 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析・検討内容は、原則として四半期連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、第2四半期報告書提出日において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における小売業を取り巻く環境は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を受け一時自粛ムードから弱含みとなったものの、個人消費全般は緩やかな回復傾向が続いております。しかしながら今後の景気動向は、円高や欧州の通貨危機など依然として不透明な状況があります。

このような環境の中、当第2四半期連結会計期間における営業収益は、北米のコンビニエンスストア事業における営業収益の計上方法の変更などにより1,234,891百万円（前年同期比94.0%）となりました。営業利益は、主にスーパーストア事業と国内コンビニエンスストア事業の増益により81,957百万円（前年同期比122.5%）、経常利益は、82,664百万円（前年同期比123.8%）となりました。四半期純利益は、特別損失におきまして東日本大震災の発生に伴う災害による損失5,292百万円を追加計上したことなどにより39,684百万円（前年同期比104.1%）となりました。

当第2四半期連結会計期間のセグメントの営業概況は以下のとおりであります。

① コンビニエンスストア事業

国内におきましては、株式会社セブンーイレブン・ジャパンが平成23年8月末時点で39都道府県において13,589店舗（前連結会計年度末比357店舗増）を展開しております。店舗面では節電対応の強化を目的として、店内照明や店頭誘導看板のLED化を進めました。販売面では「近くて便利」なお店の実現に向けて、質の高いファスト・フード商品の開発に引き続き注力するとともに、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」や惣菜、野菜といった家庭でのニーズが高い商品の品揃えを強化いたしました。これらの取り組みに加えて増税に伴うタバコの売上伸長により、当第2四半期連結会計期間の既存店売上高伸び率は前年を大幅に上回って推移いたしました。なお、自営店と加盟店の売上を合計した国内チェーン全店売上高は874,242百万円（前年同期比113.0%）となりました。

北米におきましては、7-Eleven, Inc. が平成23年6月末時点でフランチャイズ店の5,174店舗（前連結会計年度末比110店舗増）を含む6,998店舗（同388店舗増）を展開しております。店舗面では新規出店に加え、フロリダ州に展開するエクソンモービルなどの332店舗を取得するなど積極的な店舗網の拡大を図りました。販売面ではファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力いたしました。これらの取り組みに加えてタバコの売上が伸長したことにより、ドルベースの米国既存店商品売上高伸び率は前年を上回りました。なお、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上高は、為替の円高影響はあったものの主にガソリン単価の伸長により、439,812百万円（前年同期比110.1%）となりました。

中国におきましては、セブンーイレブン北京有限公司が平成23年6月末時点で115店舗（前連結会計年度末比15店舗増）を展開しており、105店舗は北京市内にて、10店舗は天津市内にてそれぞれ運営しております。また、セブンーイレブン成都有限公司は平成23年6月末までに15店舗を出店いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のコンビニエンスストア事業の営業収益は、7-Eleven, Inc. における営業収益の計上方法の変更により460,798百万円（前年同期比83.7%）となりましたが、営業利益は64,964百万円（前年同期比104.9%）となりました。

② スーパーストア事業

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が平成23年8月末時点で171店舗（前連結会計年度末比1店舗増）を運営しております。衣料品分野では、機能的肌着等のオリジナル商品の開発・販売を強化するとともに、商品の価値を訴求するためにメディアを活用したプロモーションを推進いたしました。食品を中心とする頻度品につきましては、グループの調達力を活用しながら安定的な商品供給に注力するとともに、生鮮食品におきましてはこれまで実施してきた自主検査体制等をさらに強化することで、安心・安全な商品の提供に努めました。既存店売上高伸び率は昨年実施した大型セールを抑制したことなどにより前年割れとなりましたが、値下げロスの低減などにより収益性は大幅に改善いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、平成23年8月末時点で株式会社ヨークベニマルが東北地方を中心に173店舗（前連結会計年度末比3店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に67店舗（同2店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルでは震災後の一日も早い地域の復興に向けて全社一丸となって邁進しております。また、食品分野ではグループ各社との連携を図りながら商品を安定的に供給することに注力するとともに、衣料品及び住居関連分野では被災地の復興に必要な商品の品揃えを拡充し、既存店売上高伸び率は回復傾向となりました。

中国におきましては、平成23年6月末時点で北京市に総合スーパー8店舗と食品スーパー1店舗、四川省成都市に総合スーパー4店舗をそれぞれ展開しております。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のスーパーストア事業の営業収益は498,428百万円（前年同期比101.1%）、営業利益は6,557百万円（前年同期は1,091百万円の営業損失）となりました。

③ 百貨店事業

百貨店事業におきましては、最大の基幹店舗である西武池袋本店における店舗改装の効果を最大化するとともに、改装の成功事例を他の基幹店舗へ波及する取り組みを進めました。また、ポイントカードの制度変更をしたことに合わせて積極的なキャンペーンを実施し、新規顧客の獲得と既存のカード会員様の利便性向上に注力いたしました。当第2四半期連結会計期間における既存店売上高伸び率は概ね前年を上回るなど回復傾向にありました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の百貨店事業の営業収益は222,329百万円（前年同期比100.4%）、営業利益は982百万円（前年同期は1,191百万円の営業損失）となりました。

④ フードサービス事業

レストラン事業部門の既存店売上高伸び率は、当第2四半期連結会計期間においては主力アイテムのメニュー強化による既存店舗の活性化と夏場の売上伸長により回復傾向にありました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のフードサービス事業の営業収益は20,801百万円（前年同期比98.3%）、営業利益は316百万円（前年同期比87.5%）となりました。

⑤ 金融関連事業

株式会社セブン銀行におきましては、平成23年8月末時点のATM設置台数が15,967台（前連結会計年度末比611台増）まで拡大しましたが、主に法改正に伴う貸金業提携先のキャッシング取引件数の減少により、当第2四半期連結累計期間中の1日1台当たり平均利用件数につきましては113.9件（前年同期差1.5件減）となりました。一方、「nanaco（ナナコ）」の発行総件数は約1,518万件（前連結会計年度末比約233万件増）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の金融関連事業の営業収益は33,412百万円（前年同期比123.9%）、営業利益は8,871百万円（前年同期比117.9%）となりました。

⑥ その他の事業

当第2四半期連結会計期間のその他の事業の営業収益は、主に株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントが新規に連結されたことにより、営業収益は11,573百万円（前年同期比139.9%）、営業利益は509百万円（前年同期は212百万円の営業損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前第1四半期連結会計期間末に比べ12,182百万円増加し780,644百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得た資金は、121,338百万円（前年同期比94.3%）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が7,420百万円増加した一方で、銀行業における借入金の純増減が11,000百万円減少したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、86,666百万円（前年同期比388.8%）となりました。これは、投資有価証券の取得による支出が36,308百万円減少した一方で、投資有価証券の売却による収入が54,020百万円減少したこと、有形固定資産の取得による支出が26,341百万円増加したことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、21,556百万円（前年同期は78,664百万円の収入）となりました。これは、前年同期において当社における社債の発行による収入が109,624百万円あったことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等の完了は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	34,287	平成23年6月～平成23年8月
7-Eleven, Inc.	米国テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	48,303	平成23年4月～平成23年6月
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス事業	店舗新設・改装等	324	平成23年6月～平成23年8月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	A T M等	1,767	平成23年6月～平成23年8月

なお、当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

重要な設備の新設等

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年10月13日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	15,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月1日 至 平成40年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,070 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数（個）	660
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	66,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成50年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,113 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数（個）	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成41年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,045 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。
- 対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (1) に記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記 (1) の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記 (1) の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 (6) の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第 3 回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第3回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数（個）	1,002
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	100,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成51年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,111 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。

- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
 新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
 なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第4回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数（個）	211
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	21,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月28日 至 平成42年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,850 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
 - (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
 新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
 なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第5回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の定時株主総会および平成22年6月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数（個）	959
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	95,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月28日 至 平成52年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,689 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
 - (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第6回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年6月14日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数（個）	259
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	25,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成24年2月29日 至 平成43年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,889 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第7回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年5月26日開催の定時株主総会および平成23年6月14日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数（個）	1,280
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	128,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成24年2月29日 至 平成53年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,853 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第8回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第8回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月1日 ～平成23年8月31日	—	886,441	—	50,000	—	875,496

(6) 【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番地3	68,901	7.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	40,627	4.58
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	38,177	4.31
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	20,664	2.33
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT- TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	17,038	1.92
伊藤雅俊	東京都港区	16,801	1.90
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	16,222	1.83
ドイチェバンクトラストカンパニ ーアメリカズ (常任代理人 株式会社三井住友 銀行)	60 WALL STREET, 27TH FLOOR, MAIL STOPNYC 60-2727, NEW YORK, NY 10005 U. S. A. (東京都千代田区大手町1丁目2番3号)	14,942	1.69
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	13,777	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,752	1.55
計	—	260,905	29.43

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち38,580千株は信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち34,962千株は信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数13,752千株は信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,910,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 49,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 882,761,400	8,827,614	—
単元未満株式	普通株式 719,983	—	—
発行済株式総数	886,441,983	—	—
総株主の議決権	—	8,827,614	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。
 なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,910,900	—	2,910,900	0.33
(相互保有株式) プライムデリカ株式会社	神奈川県相模原 市南区麻溝台1 丁目7番1号	5,800	38,900	44,700	0.01
(相互保有株式) アイング株式会社	東京都千代田区 麴町二丁目14番 地	—	5,000	5,000	0.00
計	—	2,916,700	43,900	2,960,600	0.33

(注) プライムデリカ株式会社およびアイング株式会社の「他人名義所有株式数」欄には、「セブン&アイ取引先持株
 会」(東京都千代田区二番町8番地8)名義の株式のうち、同社の持分残高に係る単元部分をそれぞれ記載して
 おります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	2,328	2,150	2,157	2,263	2,288	2,238
最低 (円)	1,755	1,970	2,003	2,111	2,179	1,973

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの執行役員の変動は、次のとおりであります。

新任執行役員

役名	職名	氏名	就任年月日
執行役員	広報センター シニアオフィサー	山口 公義	平成23年6月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）および前第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）および当第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）および前第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）および当第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	624,953	654,833
受取手形及び売掛金	270,819	122,411
営業貸付金	74,805	60,269
有価証券	175,535	26,534
商品及び製品	144,227	158,511
仕掛品	245	32
原材料及び貯蔵品	2,587	2,567
前払費用	33,253	31,109
繰延税金資産	34,481	30,875
その他	237,733	323,098
貸倒引当金	△4,669	△3,650
流動資産合計	1,593,973	1,406,594
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	553,676	519,957
工具、器具及び備品（純額）	120,712	122,610
土地	595,024	581,185
リース資産（純額）	15,533	12,754
建設仮勘定	15,737	9,640
その他（純額）	2,902	1,675
有形固定資産合計	* 1,303,587	* 1,247,823
無形固定資産		
のれん	186,690	172,186
ソフトウェア	32,346	34,050
その他	119,044	118,418
無形固定資産合計	338,081	324,655
投資その他の資産		
投資有価証券	183,186	227,371
長期貸付金	18,128	18,675
前払年金費用	8,335	9,978
差入保証金	415,872	418,585
建設協力金	8,612	8,743
繰延税金資産	41,251	20,717
その他	56,792	55,356
貸倒引当金	△6,294	△6,450
投資その他の資産合計	725,884	752,979
固定資産合計	2,367,553	2,325,459
繰延資産		
創立費	50	58
開業費	409	—
繰延資産合計	460	58
資産合計	3,961,987	3,732,111

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	346,689	284,795
短期借入金	149,900	108,330
1年内返済予定の長期借入金	91,611	127,187
1年内償還予定の社債	46,000	36,100
未払法人税等	62,201	51,007
未払費用	71,361	75,300
預り金	111,389	138,527
販売促進引当金	16,477	16,261
賞与引当金	15,854	13,685
役員賞与引当金	156	301
商品券回収損引当金	1,894	2,544
災害損失引当金	4,989	—
銀行業における預金	297,708	275,696
その他	241,771	218,991
流動負債合計	1,458,006	1,348,728
固定負債		
社債	253,975	263,973
長期借入金	238,060	177,225
コマーシャル・ペーパー	769	8,177
繰延税金負債	43,196	35,955
退職給付引当金	3,511	3,356
役員退職慰労引当金	2,141	2,292
長期預り金	55,664	56,048
資産除去債務	41,933	—
その他	48,602	59,840
固定負債合計	687,856	606,871
負債合計	2,145,862	1,955,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	526,893	526,899
利益剰余金	1,261,390	1,234,204
自己株式	△7,206	△7,320
株主資本合計	1,831,077	1,803,783
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,318	3,226
繰延ヘッジ損益	△163	△328
為替換算調整勘定	△106,051	△104,167
評価・換算差額等合計	△103,896	△101,268
新株予約権	1,222	981
少数株主持分	87,720	73,016
純資産合計	1,816,124	1,776,512
負債純資産合計	3,961,987	3,732,111

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
営業収益	2,559,173	2,357,241
売上高	2,263,626	1,974,314
売上原価	1,685,037	1,512,186
売上総利益	578,588	462,127
その他の営業収入	*1 295,547	*1 382,926
営業総利益	874,135	845,054
販売費及び一般管理費	*2 754,803	*2 694,867
営業利益	119,332	150,186
営業外収益		
受取利息	2,587	2,515
持分法による投資利益	752	1,275
その他	2,559	1,650
営業外収益合計	5,899	5,441
営業外費用		
支払利息	2,621	2,224
社債利息	1,079	1,440
その他	2,119	1,085
営業外費用合計	5,821	4,750
経常利益	119,410	150,878
特別利益		
固定資産売却益	240	477
投資有価証券売却益	140	—
受贈益	7,000	—
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	—	4,628
その他	1,159	1,543
特別利益合計	8,540	6,649
特別損失		
固定資産廃棄損	3,612	2,636
減損損失	4,335	3,742
災害による損失	—	*3 23,417
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22,500
その他	4,744	2,082
特別損失合計	12,692	54,380
税金等調整前四半期純利益	115,259	103,148
法人税、住民税及び事業税	53,451	61,254
法人税等調整額	△5,653	△16,230
法人税等合計	47,798	45,023
少数株主損益調整前四半期純利益	—	58,124
少数株主利益	5,032	5,333
四半期純利益	62,428	52,790

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)
営業収益	1,313,353	1,234,891
売上高	1,157,895	1,030,910
売上原価	860,126	794,075
売上総利益	297,768	236,835
その他の営業収入	*1 155,458	*1 203,981
営業総利益	453,226	440,816
販売費及び一般管理費	*2 386,331	*2 358,858
営業利益	66,895	81,957
営業外収益		
受取利息	1,234	1,289
持分法による投資利益	475	718
その他	1,360	1,004
営業外収益合計	3,070	3,013
営業外費用		
支払利息	1,295	1,116
社債利息	625	718
その他	1,295	471
営業外費用合計	3,216	2,306
経常利益	66,749	82,664
特別利益		
固定資産売却益	100	162
投資有価証券売却益	54	—
受贈益	7,000	—
収用補償金	—	255
その他	463	115
特別利益合計	7,618	534
特別損失		
固定資産廃棄損	2,176	1,135
減損損失	2,747	1,617
災害による損失	—	*3 5,292
その他	3,133	1,422
特別損失合計	8,056	9,467
税金等調整前四半期純利益	66,310	73,731
法人税、住民税及び事業税	29,937	29,842
法人税等調整額	△3,901	1,501
法人税等合計	26,035	31,344
少数株主損益調整前四半期純利益	—	42,386
少数株主利益	2,140	2,701
四半期純利益	38,134	39,684

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	115,259	103,148
減価償却費	63,641	66,646
減損損失	4,335	3,742
受取利息	△2,587	△2,515
支払利息及び社債利息	3,701	3,664
持分法による投資損益(△は益)	△752	△1,275
固定資産売却益	△240	△477
固定資産廃棄損	3,612	2,636
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	—	△4,628
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22,500
売上債権の増減額(△は増加)	△8,938	△11,867
営業貸付金の増減額(△は増加)	4,707	6,538
たな卸資産の増減額(△は増加)	5,415	△4,183
仕入債務の増減額(△は減少)	47,568	62,267
預り金の増減額(△は減少)	△25,467	△14,247
銀行業における借入金の純増減(△は減少)	△700	2,800
銀行業における預金の純増減(△は減少)	14,997	22,012
銀行業におけるコールローンの純増減(△は増加)	11,000	80,000
銀行業におけるコールマネーの純増減(△は減少)	△47,400	8,000
A T M未決済資金の純増減(△は増加)	73,814	2,143
その他	19,786	55,338
小計	281,753	402,244
利息及び配当金の受取額	1,771	1,726
利息の支払額	△3,786	△3,642
法人税等の支払額	△20,256	△39,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	259,480	360,828

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△74,335	△111,174
有形固定資産の売却による収入	1,908	1,796
無形固定資産の取得による支出	△8,376	△6,027
投資有価証券の取得による支出	△166,392	△93,953
投資有価証券の売却による収入	153,192	110,725
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△18,279
貸付けによる支出	△254	△190
貸付金の回収による収入	815	727
差入保証金の差入による支出	△14,642	△11,805
差入保証金の回収による収入	14,971	16,371
預り保証金の受入による収入	2,411	3,391
預り保証金の返還による支出	△2,201	△3,806
地区再開発事業補助金による収入	—	2,545
事業承継による支出	—	※2 △135,794
定期預金の預入による支出	△3,675	△3,666
譲渡性預金の預入による支出	△40,000	—
定期預金の払戻による収入	12,123	7,928
譲渡性預金の払戻による収入	40,000	—
その他	△6,527	△22,704
投資活動によるキャッシュ・フロー	△90,982	△263,915
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△6,800	38,534
長期借入れによる収入	14,300	92,201
長期借入金の返済による支出	△33,890	△66,809
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	191,650	181,023
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△193,477	△186,090
社債の発行による収入	109,624	—
社債の償還による支出	△20,285	△100
自己株式の取得による支出	△47,279	△4
配当金の支払額	△25,291	△25,630
少数株主からの払込による収入	—	222
少数株主への配当金の支払額	△2,087	△1,981
その他	△2,084	△4,692
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,621	26,671
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,443	313
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	151,434	123,897
現金及び現金同等物の期首残高	717,320	656,747
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 868,754	※1 780,644

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間において株式会社セブンCSカードサービスの株式を取得したこと、当第2四半期連結会計期間において7-Eleven, Inc. がWFI Group, Inc. の株式を取得したことに伴い、同社の子会社を含め、連結子会社が4社増加しております。 また、当社の連結子会社である株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ、株式会社セブン・キャッシュワークスの両社は、平成23年3月1日付で当社の連結子会社である株式会社SEキャピタルを存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社SEキャピタルは同日付で株式会社セブン・フィナンシャルサービスに商号変更しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 86社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日) および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日) を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益は1,263百万円、税金等調整前四半期純利益は23,763百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は33,233百万円であります。 (2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 これに伴い、連結子会社の資産および負債の評価方法について、部分時価評価法から全面時価評価法へ変更しております。 この変更による損益への影響はありません。 (3) 7-Eleven, Inc. におけるフランチャイズに係る会計処理の変更について 米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、従来、フランチャイジーによる売上高、売上原価、販管費を同社の財務諸表に含めて認識しておりましたが、コンビニエンスストア事業における会計処理の整合性を考慮し、第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。 この変更により、営業収益は254,890百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響はありません。

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)</p>
	<p>(4) 7-Eleven, Inc. におけるたな卸資産の評価方法の変更について 米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、たな卸資産の評価方法について、従来、後入先出法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より、先入先出法（ガソリンは総平均法）に変更しております。 これは、最近の大幅な価格変動により、たな卸資産の連結貸借対照表計上額と時価の乖離が顕著になっており、価格変動を連結貸借対照表計上額に反映させ財政状態を適切に表示するためであります。 この変更により、4,628百万円を特別利益に計上し、税金等調整前四半期純利益は同額増加しております。</p>

【表示方法の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>1 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>2 特別利益の「投資有価証券売却益」は当第2四半期連結累計期間において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。なお、当第2四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「投資有価証券売却益」は0百万円であります。</p>

	<p>当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)</p>
(四半期連結貸借対照表)	<p>前連結会計年度まで、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました7-Eleven, Inc. の「資産除去債務」は、第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」等を適用したことにより、区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度末の固定負債の「その他」に計上されていた7-Eleven, Inc. の「資産除去債務」は7,056百万円であります。</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>1 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>2 特別利益の「投資有価証券売却益」は当第2四半期連結会計期間において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。なお、当第2四半期連結会計期間の「その他」に含まれている「投資有価証券売却益」は0百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算 定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
(重要な繰延資産の処理方法)	
開業費	5年間(定額)で償却しております。但し、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。
(重要な引当金の計上基準)	
災害損失引当金	東日本大震災により被害を受けた建物、設備等の原状回復に要する費用等に備えるため、当第2四半期連結会計期間末における当該損失見積額を計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,260,756百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,227,077百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)																																		
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入218,671百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は1,410,768百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">宣伝装飾費</td> <td style="text-align: right;">49,908百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">184,933百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">14,096百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">8,420百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">131,630百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">60,775百万円</td> </tr> </table> <p>3 _____</p>	宣伝装飾費	49,908百万円	従業員給与・賞与	184,933百万円	賞与引当金繰入額	14,096百万円	退職給付費用	8,420百万円	地代家賃	131,630百万円	減価償却費	60,775百万円	<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. の加盟店からの収入240,174百万円、58,086百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高はそれぞれ1,592,187百万円、325,407百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">宣伝装飾費</td> <td style="text-align: right;">54,081百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">178,280百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">15,795百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">8,756百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">127,339百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">63,805百万円</td> </tr> </table> <p>※3 災害による損失は、東日本大震災に関連する損失であり、内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品の減失等</td> <td style="text-align: right;">4,385百万円</td> </tr> <tr> <td>建物・設備等の減失及び 原状回復費用等</td> <td style="text-align: right;">11,314百万円</td> </tr> <tr> <td>営業停止期間中の固定費</td> <td style="text-align: right;">4,502百万円</td> </tr> <tr> <td>その他復旧等に係る費用</td> <td style="text-align: right;">3,214百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>23,417百万円</u></td> </tr> </table> <p>上記金額には、災害損失引当金繰入額4,989百万円を含んでおります。</p>	宣伝装飾費	54,081百万円	従業員給与・賞与	178,280百万円	賞与引当金繰入額	15,795百万円	退職給付費用	8,756百万円	地代家賃	127,339百万円	減価償却費	63,805百万円	商品の減失等	4,385百万円	建物・設備等の減失及び 原状回復費用等	11,314百万円	営業停止期間中の固定費	4,502百万円	その他復旧等に係る費用	3,214百万円	<u>計</u>	<u>23,417百万円</u>
宣伝装飾費	49,908百万円																																		
従業員給与・賞与	184,933百万円																																		
賞与引当金繰入額	14,096百万円																																		
退職給付費用	8,420百万円																																		
地代家賃	131,630百万円																																		
減価償却費	60,775百万円																																		
宣伝装飾費	54,081百万円																																		
従業員給与・賞与	178,280百万円																																		
賞与引当金繰入額	15,795百万円																																		
退職給付費用	8,756百万円																																		
地代家賃	127,339百万円																																		
減価償却費	63,805百万円																																		
商品の減失等	4,385百万円																																		
建物・設備等の減失及び 原状回復費用等	11,314百万円																																		
営業停止期間中の固定費	4,502百万円																																		
その他復旧等に係る費用	3,214百万円																																		
<u>計</u>	<u>23,417百万円</u>																																		

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)																																		
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入116,759百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は745,155百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">宣伝装飾費</td> <td style="text-align: right;">24,801百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">96,477百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,223百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">4,236百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">66,060百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">30,961百万円</td> </tr> </table> <p>3</p>	宣伝装飾費	24,801百万円	従業員給与・賞与	96,477百万円	賞与引当金繰入額	4,223百万円	退職給付費用	4,236百万円	地代家賃	66,060百万円	減価償却費	30,961百万円	<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. の加盟店からの収入128,471百万円、31,337百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高はそれぞれ849,754百万円、174,543百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">宣伝装飾費</td> <td style="text-align: right;">27,703百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">94,762百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,387百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">4,371百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">64,453百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">32,727百万円</td> </tr> </table> <p>※3 災害による損失は、東日本大震災に関連する損失であり、内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品の滅失等</td> <td style="text-align: right;">1,784百万円</td> </tr> <tr> <td>建物・設備等の滅失及び 原状回復費用等</td> <td style="text-align: right;">2,123百万円</td> </tr> <tr> <td>営業停止期間中の固定費</td> <td style="text-align: right;">353百万円</td> </tr> <tr> <td>その他復旧等に係る費用</td> <td style="text-align: right;">1,030百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,292百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	27,703百万円	従業員給与・賞与	94,762百万円	賞与引当金繰入額	5,387百万円	退職給付費用	4,371百万円	地代家賃	64,453百万円	減価償却費	32,727百万円	商品の滅失等	1,784百万円	建物・設備等の滅失及び 原状回復費用等	2,123百万円	営業停止期間中の固定費	353百万円	その他復旧等に係る費用	1,030百万円	計	5,292百万円
宣伝装飾費	24,801百万円																																		
従業員給与・賞与	96,477百万円																																		
賞与引当金繰入額	4,223百万円																																		
退職給付費用	4,236百万円																																		
地代家賃	66,060百万円																																		
減価償却費	30,961百万円																																		
宣伝装飾費	27,703百万円																																		
従業員給与・賞与	94,762百万円																																		
賞与引当金繰入額	5,387百万円																																		
退職給付費用	4,371百万円																																		
地代家賃	64,453百万円																																		
減価償却費	32,727百万円																																		
商品の滅失等	1,784百万円																																		
建物・設備等の滅失及び 原状回復費用等	2,123百万円																																		
営業停止期間中の固定費	353百万円																																		
その他復旧等に係る費用	1,030百万円																																		
計	5,292百万円																																		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">698,136</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">191,000</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">△20,381</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">868,754</td> </tr> </table> <p>2</p>	現金及び預金	698,136	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	191,000	預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金	△20,381	現金及び現金同等物	868,754	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年8月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">624,953</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">175,500</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">△19,809</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">780,644</td> </tr> </table> <p>※2 当第2四半期連結累計期間の「事業承継による支出」は、株式会社セブンCSカードサービスによる株式会社クレディセゾンからの事業承継対価の支払いであります。</p>	現金及び預金	624,953	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	175,500	預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金	△19,809	現金及び現金同等物	780,644
現金及び預金	698,136																
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	191,000																
預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金	△20,381																
現金及び現金同等物	868,754																
現金及び預金	624,953																
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	175,500																
預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金	△19,809																
現金及び現金同等物	780,644																

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 886,441千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,931千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高
親会社 1,001百万円
連結子会社 220百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	25,621	29	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月4日 取締役会	普通株式	25,622	29	平成23年8月31日	平成23年11月15日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日）

	コンビニエ ンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	550,477	491,052	221,346	20,911	23,474	6,091	1,313,353	—	1,313,353
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	138	2,041	147	241	3,484	2,181	8,235	(8,235)	—
計	550,616	493,094	221,494	21,152	26,958	8,273	1,321,588	(8,235)	1,313,353
営業利益又は 営業損失(△)	61,913	△1,091	△1,191	361	7,521	△212	67,302	(407)	66,895

前第2四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日）

	コンビニエ ンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	1,031,740	983,419	442,926	41,180	47,836	12,071	2,559,173	—	2,559,173
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	288	3,872	273	480	6,879	4,124	15,919	(15,919)	—
計	1,032,028	987,292	443,199	41,661	54,715	16,196	2,575,093	(15,919)	2,559,173
営業利益又は 営業損失(△)	102,505	3,453	△1,051	300	15,106	△467	119,846	(514)	119,332

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスおよび販売形態により区分しております。

2 各事業区分の主な内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) コンビニエンスストア事業 | セブン-イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア |
| (2) スーパーストア事業 | 総合スーパー、食品スーパー、専門店等 |
| (3) 百貨店事業 | 株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業 |
| (4) フードサービス事業 | レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業 |
| (5) 金融関連事業 | 銀行、クレジットカード、リース等 |
| (6) その他の事業 | IT事業、サービス等 |

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	890,549	402,527	20,276	1,313,353	—	1,313,353
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	88	712	—	800	(800)	—
計	890,637	403,239	20,276	1,314,154	(800)	1,313,353
営業利益	55,470	10,898	509	66,878	17	66,895

前第2四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	1,763,406	751,044	44,722	2,559,173	—	2,559,173
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	204	1,372	—	1,577	(1,577)	—
計	1,763,611	752,417	44,722	2,560,751	(1,577)	2,559,173
営業利益	105,705	12,416	1,177	119,299	32	119,332

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	402,527	20,276	422,804
II 連結営業収益	—	—	1,313,353
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	30.7	1.5	32.2

前第2四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	751,044	44,722	795,767
II 連結営業収益	—	—	2,559,173
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	29.3	1.8	31.1

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 海外営業収益は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高およびその他の営業収入の合計額であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、提供する商品とサービスおよび販売形態により各事業会社を分類し、「コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「フードサービス事業」、「金融関連事業」、「その他の事業」を報告セグメントとしております。

「コンビニエンスストア事業」は、セブン-イレブンの名称による直営方式及びフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアを運営しております。「スーパーストア事業」は、総合スーパー、食品スーパー、専門店等を運営しております。「百貨店事業」は、株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業を行っております。「フードサービス事業」は、レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業を行っております。「金融関連事業」は、銀行業、クレジットカード事業、リース事業等を行っております。「その他の事業」は、IT事業、サービス事業等を行っております。

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成23年3月1日 至平成23年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	コンビニ エンス ストア 事業	スーパー ストア 事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	その他の 事業			
営業収益									
外部顧客への営業収益	835,641	983,458	431,310	38,573	55,498	12,758	2,357,241	—	2,357,241
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	277	4,873	586	503	8,073	10,326	24,642	△24,642	—
計	835,919	988,331	431,897	39,076	63,572	23,085	2,381,883	△24,642	2,357,241
セグメント利益	109,839	21,047	2,213	310	16,292	1,131	150,835	△648	150,186

(注) 1 セグメント利益の調整額△648百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間（自平成23年6月1日 至平成23年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	コンビニ エンス ストア 事業	スーパー ストア 事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	その他の 事業			
営業収益									
外部顧客への営業収益	460,642	495,965	222,041	20,550	29,017	6,673	1,234,891	—	1,234,891
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	155	2,462	287	251	4,395	4,900	12,452	△12,452	—
計	460,798	498,428	222,329	20,801	33,412	11,573	1,247,343	△12,452	1,234,891
セグメント利益	64,964	6,557	982	316	8,871	509	82,202	△244	81,957

(注) 1 セグメント利益の調整額△244百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

- 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要な影響を及ぼすものではありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(参考情報)

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)

(単位:百万円)

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客に対する営業収益	1,769,916	542,098	45,227	2,357,241	—	2,357,241
所在地間の内部営業収益 又は振替高	226	67	—	294	△294	—
計	1,770,143	542,165	45,227	2,357,536	△294	2,357,241
営業利益	137,632	11,137	1,405	150,175	11	150,186

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,954.91円	1株当たり純資産額	1,927.09円

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	70.09円	1株当たり四半期純利益金額	59.75円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	70.06円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	59.72円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	62,428	52,790
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	62,428	52,790
期中平均株式数(千株)	890,731	883,491
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	1	2
(うち少数株主利益)	(1)	(2)
普通株式増加数(千株)	293	408

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	43.16円	1株当たり四半期純利益金額	44.92円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	43.15円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	44.89円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	38,134	39,684
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	38,134	39,684
期中平均株式数(千株)	883,469	883,510
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	0	1
(うち少数株主利益)	(0)	(1)
普通株式増加数(千株)	339	453

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年10月4日開催の取締役会におきまして、第7期の中間配当を行うことについて次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額……………25,622百万円
- (ロ) 1株当たりの金額……………29円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成23年11月15日

(注) 平成23年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月14日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月13日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
- 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、従来、フランチャイジーによる売上高、売上原価、販管費を同社の財務諸表に含めて認識していたが、第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。